

第2回 共通課題対策ワーキング・グループ  
議事概要

1. 日時：令和4年11月10日（木）17時00分～19時03分

2. 場所：オンライン会議

3. 出席者：

(委員) 菅原晶子（座長）、杉本純子（座長代理）、岩下直行、大槻奈那  
(専門委員) 住田智子、瀧俊雄、戸田文雄、田中良弘、村上文洋、井上岳一、  
落合孝文  
(事務局) 辻規制改革推進室次長、鈴木参事官  
(ヒアリング出席者) 森ビル株式会社都市開発本部計画企画部都市政策企画室 成吉部長  
国土交通省 道路局 久保田審議官  
警察庁 小林長官官房審議官  
デジタル庁 犬童審議官  
デジタル庁 湯本審議官  
総務省自治行政局 田中行政課長  
総務省大臣官房 池田審議官（税務担当）  
(オブザーバー) 一般社団法人日本経済団体連合会 小畑経済基盤本部長  
日本電気事業連合会 業務部 前田部長  
地方税共同機構 中村審議役兼事務局長  
デジタル臨時行政調査会事務局 天達企画官

4. 議題：

(開会)

1. 「にぎわいある街づくりに向けた道路占用に係る手続のワンストップ化」について
2. 「地方公共団体への税・公金納付のデジタル化」について

(閉会)

5. 議事概要：

○鈴木参事官 事務局でございます。

それでは、定刻になりましたので、第2回「規制改革推進会議共通課題対策ワーキング・グループ」を開催いたします。

本日は、大槻委員、スタートアップ・イノベーションワーキング・グループから井上専門委員と落合専門委員に御出席いただいております。皆様、お忙しいところ、誠にありが

とうございます。

本日は、オンラインで開催しておりますので、会議中は雑音が入らないよう、画面左下のマイクアイコンでミュートにさせていただきますようお願いいたします。

あと、御発言の際はミュートを解除して御発言いただき、御発言後は再度ミュートにさせていただきますよう御協力をお願いいたします。

御発言いただく際は「手を挙げる」ボタンを押していただきますと、菅原座長より順番に指名させていただきます。

なお、進行時間を厳守したく存じますので、大変恐縮に存じますが、御質問につきましては要点を絞ってコンパクトにお願い申し上げます。

以降の議事進行につきましては、菅原座長にお願いしたく存じます。

菅原座長、よろしくをお願いいたします。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、早速ですが、議事1「にぎわいある街づくりに向けた道路占用に係る手続のワンストップ化」について議論をいたします。

国土交通省様には、道路占用手続においてほとんどの地方公共団体では紙ベースの申請となっている現状を鑑みて、警察庁とデジタル庁と連携をし、効率化の観点も含めた手続のオンライン化の取組を進めていただきたいと考えております。

本日は、まず、森ビル様より、事前に御提出いただいた資料をもとに御説明を頂戴したいと思っております。恐れ入りますが、時間が限られておりますので、7分程度で要点を絞った説明をお願いいたします。

それでは、森ビル様、お願いいたします。

○森ビル株式会社（成吉部長） 森ビルの成吉です。大変お世話になっております。

本日は、説明させていただく機会を得まして、ありがとうございます。時間も限られておりますので、担当の者から簡単に御説明申し上げます。

○森ビル株式会社（松田氏） それでは、森ビル都市政策企画室の松田より「にぎわいのある街づくりに向けた道路占用に係る手続のワンストップ化」について御説明させていただきます。

本日、当社からさせていただく要望は、今年9月に経団連の規制改革要望にて提出させていただいた要望に関連するものになります。

経団連で提出した要望は大きく2点。1つ目が、デジタル庁や国交省が中心となり、地方公共団体における道路占用手続においても、e-Gov上で標準化した形でオンライン化を早期実現していただきたいという点。2つ目が、国道で活用されている道路占用システムと地方で活用予定のe-Govをシステム連携することで、例えば国道と都道をまたぐようなイベントの際に2つのシステムで手続を行う必要がないよう、1つのシステム上、恐らくこちらはe-Govになるかと思うのですが、こちらでワンストップで行えるようにしていただきたいという点。この2点になっております。

こちらの要望を弊社がお願いしている背景について軽く御説明いたしますと、森ビルは、タウンマネジメントやエリアマネジメントの取組の中で、街のにぎわいづくり、住民や子供のためのイベントなどを年間数多く行っております。自社の敷地内で行うイベントも多いのですが、例えば虎ノ門ヒルズから新橋のあたりで活動している新虎通りエリアマネジメントでは、東京都の道路の歩道上でマルシェやオープンカフェを実施しております。その際には、道路使用許可申請や道路占用許可申請、ほかは敷地内で行う場合も必要となるのですが、例えば東京都独自に求めている屋外客席の設置届、またイベントに必要な予算確保のための屋外広告物申請、公園と連携する場合は公園使用許可申請、冬はヒーター設置のための事前相談など、数多くの申請をありとあらゆる行政に行う必要があります。コロナによる屋外利活用ニーズの急上昇や、コロナ前から国交省さんでも取り組んでいただいているウォークアブルな街並みづくりという旗振りもあり、当社としても、屋外空間、道路空間をより活用した街の活性化を目指しておりますが、これらの申請手続により柔軟でスピーディーな実施が難しい場合も多々ございます。

例えば、今回の要望でも取り上げさせていただいたように、道路上に屋外客席を設置する場合は、道路管理者（都道の場合は東京都）への道路占用許可申請、そして交通管理者（新虎通りの場合は港区の愛宕署）への道路使用許可申請、また東京都が定めている屋外客席設置届を港区の保健所にそれぞれ行う必要があります。順序としては、まず、どのようなイベントをするか、道路管理者と対面で事前協議を行って、それが整ったら交通管理者に道路使用許可申請を書面で行い、その許可が取れたら、その紙を持って今度は道路管理者に道路占用許可を書面で行い、その許可が取れたら、その紙を添付して各店舗さんが保健所に屋外客席設置届を提出していただいて、それでやっと晴れて道路にこのように屋外客席を設置して、お客様に屋外で飲食していただくことが可能になります。

ここでの課題としては、赤字で書いてある通り、「事前協議が必要で、時間が取られてしまう。担当者次第で話が変わったりしてしまう」という点、「書面を対面で提出する必要がある」という点、また、「東京都庁、警察署、保健所と各所へ持ち回る必要がある」という点がございます。

例えば、国道と都道をまたいだイベントを行う場合は、道路管理者が国と東京都の2者となるため、1つのイベントでもそれぞれの申請が必要といったものがあります。

都道と国道をまたぐといった点について地図で御説明させていただきますと、例えば、新虎通りや虎ノ門ヒルズがあるこの虎ノ門エリアは、地図上赤色の新虎通りやピンク色の愛宕下通りは東京都の道路なのですが、青色の国道である桜田通りも走っておりますし、その他緑色の無数の港区道も走っております。例えばあるイベントで、国道の桜田通り上のデッキと新虎通りにオープンテラスを置きたい場合、また、そこまで大規模でなかったとしても、赤い都道と緑色の区道がクロスするような場所で小さなお祭りをやりたいといった際には、申請する相手先が増えてしまうため、その分、また対面・書面で申請する必要が出てきます。

例えば、こちらは、コロナが始まってすぐの2020年6月に国交省さんが始めてくださった道路占用に関するコロナ特例を新虎通りで活用しようとした際の申請フローです。道路管理者との事前協議に1.5カ月、またその後の各所への申請手続に1カ月、合計2.5カ月かかってしまって、飲食店救済のための制度だったのですが、屋外客席を設置できるようになるまで3カ月近くかかってしまいました。このため、2020年10月の規制改革推進会議の投資等ワーキング・グループにて、当時の河野大臣に紙での申請をオンライン化していただきたい、各所持ち回る必要があるのをワンストップ化していただきたい、また、事前協議に時間がかかってしまうので、確認事項を公開していただきたいといった点を陳情させていただきました。

その後、国交省さんや警察庁さんにも迅速にご対応いただきまして、国道においては、もともとオンライン化やワンストップ化が実施されていたのですが、さらに事前相談の省略も実現していただきました。具体的には、オンライン化というのは道路占用システムで行うことができます。ワンストップ化という点においては、もともとこれは法律でも可能とされているのですが、一括申請が可能ですよという旨がウェブ上に記載されている。また、道路占用許可と道路使用許可、いずれも「こちらの確認事項をチェックしてください」とウェブ上に公開されていて、リンクをクリックすると、歩行者利便増進道路（ほこみち）制度で道路占用や道路使用する際の確認事項のリストを見ることができます。下に、「これらの確認事項を満たす場合は事前相談を行うことなく申請していただいて差し支えありません」といった記載がございます。

これにより国道では、例えば、このフローで1カ月かかった申請の部分が、オンライン化やワンストップ化で短縮され、1.5カ月かかっている事前協議の部分が、確認事項の公開・事前相談の省略により短縮されることとなります。

今後、国道以外の地方公共団体の道路では、デジタル庁さんや国交省さんが中心となってe-Govによるオンライン化を検討中と伺っております。そこで、最初に御紹介した弊社の経団連要望に戻るのですが、e-Govでのオンライン化を早く実現していただきたいという点、また、既に国道で使っている道路占用システムとe-Govをシステム連携することでワンストップ化もお願いしたいという2点を要望した次第になっております。

このように、経団連要望には、要望1「早期のオンライン化」、要望2「国道とその他の道路をまたぐ場合のワンストップ化」を入れていただいたのですが、先ほど申し上げたように、ほかにも要望3「各種申請のワンストップ化、道路使用手続や屋外客席設置届を含めたワンストップ化」や、要望4「確認事項の公開による事前相談の省略」などがございます。要望3と要望4は各地方公共団体の自治事務の領域だということで経団連要望からは削られてしまったところにはなるのですが、今後、e-Govでの制度設計を検討される際には、ぜひこの要望3と要望4も考慮していただきたいポイントとなっております。

これら「オンライン化」、「道路をまたいだワンストップ化」、「各種申請のワンストップ化」、「確認事項の公開による事前相談の省略」の4点が国道のみならず全国の道路

で実現することで、道路を活用する民間、申請を承認していただく行政の方とともに、今後もコロナでよりニーズが増していく屋外空間の利活用の活発化や、手続のオンライン化によるコスト減や迅速化といったメリットが期待できると考えております。

また、岸田内閣でもDX化について重点的に取り組んでいただいておりますが、利用者目線に立った行政手続のDX化の事例として、ぜひ道路利活用にまつわる諸手続のオンライン化、ワンストップ化に取り組んでいただけますと幸いです。

国交省さんが現在積極的に取り組んでいただいている「にぎわいあるウォーカブルな街並みづくり」に向けて、弊社のような街づくり会社も今後も様々な取組を行っていきたいと考えております。引き続きの御検討をどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

続きまして、国土交通省様よりあらかじめ提示した論点について7分程度で御説明をお願いします。恐れ入りますが、時間が限られておりますので、要点を絞った説明をお願いします。

○国土交通省（久保田審議官） それでは、私から御説明申し上げます。国土交通省道路局の久保田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事前にいただいた論点に沿いまして、今後の道路占用許可申請のオンライン化等について、国土交通省の取組方針についての御説明をさせていただきます。

まず、論点1でございます。都道府県道、市町村道に係る道路占用許可申請のオンライン化についてでございます。こちらについては、地方公共団体が管理する都道府県道、市町村道に係る道路許可申請のオンライン化について「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）におきまして、新たにオンライン化等の検討を行う場合には、e-Gov等の利用を第一に検討するとされているところでございます。これに基づきまして、私ども国土交通省としましても、デジタル庁さんと連携をして、都道府県道、市町村道に係る道路占用許可申請手続のオンライン化に向けて、e-Govを利用したオンライン申請が可能となるように取り組んでいるところでございます。

具体的なスケジュールとしましては、令和5年度には試行的に幾つかの地方公共団体への道路占用許可申請手続についてオンライン化を行って、その上で、令和6年度以降、段階的に地方公共団体の対象範囲を拡大していく、このような方針でございます。

地方公共団体におけるe-Govを利用した申請手続のオンライン化が多くの自治体で速やかに進んで普及していくように、こちらについてもデジタル庁さんと連携して、まずはシステムの確実な整備と本取組の地方への情報提供に取り組んでいく考えでございます。

論点2でございます。都道府県道、市町村道と指定区間内の国道とのワンストップ申請についてでございます。地方公共団体の道路占用許可申請のオンライン化を進めるに当たっては、その進捗状況も勘案しまして、デジタル庁さんとも連携して、地方公共団体と国への道路占用許可申請がワンストップ等によって円滑に行えるように検討してまいります。

論点3、申請項目の統一についてでございます。現状として、地方公共団体等が道路管理者となる道路占用許可申請に関しまして、国土交通省においては、道路法施行規則第4条の3によりまして、道路法施行規則様式第5のほうで申請様式の統一を図っているところでございます。オンライン化に当たりまして、この道路法施行規則様式第5の申請項目をもちましてオンライン申請いただけるようにしていきたいと考えているところでございます。

論点4でございます。道路占用許可と道路使用許可の一括申請についてでございます。道路占用許可申請と道路使用許可申請については、それぞれ道路管理者と警察署長が許可を行うというものでございますが、その申請に際しましては、それぞれ道路法第32条第4項、また道路交通法第78条第2項によりまして一括申請が可能となっております。現在、国が道路管理者となります国道については、道路占用システムにてオンライン申請が可能となっているところございまして、その申請に当たっては、このシステムの中で道路占用許可と道路使用許可の一括申請が可能となっております。

都道府県道、市町村道に係る道路占用許可申請のオンライン化に際しましては、警察庁さんとも連携をして、これらの道路におけるオンライン手続についても一括申請が可能となるように取り組んでいきたいと考えています。

最後、論点5でございます。歩行者利便増進道路制度に係る道路占用の確認事項の公開についてでございます。先ほど森ビルさんのプレゼンの中でもございましたように、こちらについては、令和2年12月18日に国土交通省地方整備局宛てに、指定区間である国道において歩行者利便増進道路制度に基づきまして道路占用をして、路上に飲食施設等を設置しようとする際に、オンライン上で公開された道路占用許可基準、また道路使用許可基準、これらの確認事項を満たす場合には、申請者は道路管理者及び都道府県警察へ事前相談を行うことなく、道路占用許可及び道路使用許可をオンライン等で一括申請することができる旨を記載した通知を發出してございます。そして、この確認事項につきましては、国土交通省等のホームページで公開もしているところでございます。

本通知につきましては、同じ令和2年12月18日付で、地方公共団体に対しましてその周知を図っているところでございます。ただ、現時点におきまして、地方公共団体では国と同様の取組がまだまだ十分には進んでいないと認識をしております。このため、地方公共団体においても、この道路占用許可の円滑化という本通知の趣旨を十分御理解いただき、確認事項の公開による占用許可の円滑化が進むように改めて文書等で丁寧な周知を行うなど、普及に努めていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

続きまして、警察庁様よりあらかじめ提示した論点について3分程度で御説明をお願いいたします。

○警察庁（小林審議官） 警察庁長官官房審議官の小林です。本日はどうぞよろしくお願

いたします。

当庁では、歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図り、快適な生活環境の確保及び地域の活力の創造に資することを目的としました歩行者利便増進道路制度の趣旨を踏まえまして、同制度におきます沿道飲食店等の路上利用に係る道路使用許可の申請に当たっての確認事項の明確化や、道路使用許可の申請と道路占用許可の申請のオンラインによる一括受付等の取組を推進しているところでありまして、本日はこの点について御説明したいと思います。

お手元の資料の中で、論点1、2ありますが、2、1の順に御説明させていただきたいと思えます。

まず最初に、歩行者利便増進道路制度における沿道飲食店等の路上利用に係る道路使用許可の申請に当たっての確認事項について御説明します。歩行者利便増進道路制度における沿道飲食店等の路上利用に係る道路使用許可の申請に当たっての確認事項については、いわゆる「ほこみち」における沿道飲食店等の路上利用に係る道路使用許可の申請に当たって申請者が確認する事項を示したものです。

通常、これらの事項は、申請者と都道府県警察との間で実施します事前相談において確認しているところですが、沿道飲食店等の路上利用に当たって、これらの事項を申請者が確認している場合には、道路使用許可の申請に当たり、申請者は都道府県警察への事前相談を必ずしも必要としないということを示すものであります。この確認事項につきましては、当庁のウェブサイト上で公開されておりまして、国道のみならず全国の道路においても運用されているものであります。

続いて、論点1のほこみちにおける道路占用許可と道路使用許可の一括申請について御説明いたします。

現在、直轄国道における道路占用許可については、国土交通省が提供しております道路占用許可システムにより申請をオンラインで受け付けているところでありますが、ほこみち制度における沿道飲食店等の路上利用がなされようとする場合においては、国土交通省の協力のもと同システムを活用して、道路使用許可の申請及び道路占用許可の申請のオンラインによる一括受付を実施しているところであります。

都道府県道、市区町村道につきましても、国土交通省が取り組まれています都道府県道、市区町村道に係る道路占用許可のオンライン化システムが完成しましたら、現状の道路占用システムと同様、国土交通省のシステムを利用した一括申請が実現できますよう協議を進めてまいりたいと考えております。

警察庁からの御説明は以上となります。

○菅原座長 ありがとうございます。

続きまして、デジタル庁様より論点について7分程度で御説明をお願いいたします。

○デジタル庁（犬童審議官） デジタル庁審議官をしています犬童と言います。よろしくをお願いいたします。

資料を投影します。

デジタル庁の回答の前に、e-Govの概要について最初に簡単に触れさせていただきたいと思います。

1 ページを見ていただければと思います。

e-Govでございますけれども、これは、もともとは総務省が整備していたシステムでございまして、昨年9月のデジタル庁設置に伴いましてデジタル庁に移管されたシステムでございます。

最初は、一番上にありますように、各省の情報提供を総合的に提供するというので、平成13年度（2001年度）から始めてございます。下の絵にある「調べる」のところですか。法令の検索とか、行政文書の検索、ウェブサイトのリンク集等といったことから始めてございます。

その後、平成18年度とありますけれども、2006年から申請手続について24時間365日いつでも可能とするという機能を追加してございます。絵でいうと真ん中でございます。現在のところ、政府全体で約4000の手続がこのe-Govのシステムに乗っているという状況でございます。

その他、3つ目でございますが、民間のソフトウェアとのAPI連携も平成27年度（2015年度）から開始してございます。主に民間事業者の労務管理のソフト等とのAPI連携が多いのですが、こういうAPIの開放も行っております。直近では2020年度（令和2年度）でございますけれども、リニューアルを行ってございまして、その前まではWindows対応だけだったのをMacの対応とか、あるいはデザイン的なリニューアルを行ってございます。

次のページ。利用実績でございますけれども、①にありますアクセス件数は2021年度で29億件でございます。2020年度若干減っていますが、先ほど申し上げましたリニューアルで改修期間の1カ月程度止まっていたこともあって若干下がってございます。

その他、③のパブリックコメントのアクセスとか、④のe-Govの法令検索へのアクセス件数についても同様に伸びているところでございます。

今日の議題の②、電子申請届出の受付件数でございます。小さい字で恐縮ですが、下の※に書いてございますように、規制改革実施計画で社会保険等の行政手続のオンライン化については義務化の方向でやっておりますので、その効果もあると思っておりますけれども、徐々に伸びてございまして、2021年度に2117万件でございます。

次のページを見ていただきますと、電子申請のほうの伸びをグラフに示したものでございます。2015年度、真ん中あたりでございますが、民間ソフトウェアとのAPI連携で伸びが上昇してございまして、2020年度のリニューアル後も引き続き伸びているという状況でございます。

次のページをお願いします。昨年9月このシステムがデジタル庁に移管されてから、今、大きな導入を2つ整備しているところでございます。1つは、審査支援サービスでございます。これまでe-Govは申請を受け付けるところまででございましたので、その後の申請処

理については各府省さんで別途システムを用意して対応しなければならなかった、e-Govと連携の仕組みを作らなければいけなかったのですけれども、今後はこのe-Govに一元化できるように審査支援サービスの機能を整備しているところでございます。

真ん中のイメージにございますように、e-Govで電子申請の後、審査についても活用いただきます。審査といっても、最後の審査結果の通知まで一連の事務手続を管理可能にする機能として整備しようとしてございます。

それから、下のほうにありますけれども、先ほどから議題になっています自治体での活用でございます。これは令和5年度に設計・開発を実施予定でございます。一番下にありますけれども、現状で不足する機能、例えば地方公務員の方がこのシステムを使うときに、ID・パスワード等の認証機能とかはまだ備えられてございませんので、このあたりを含めて設計・開発を令和5年度に行うということでございます。

以上がe-Govの主な内容でございますけれども、これを踏まえまして論点に簡単に触れさせていただきます。

まず論点1でございます。論点1については、先ほど国交省さんが答えられたのとほとんど同じような話でございます。令和5年度には自治体からのオンライン申請についても試行的に行って、その後、令和6年度以降、段階的に対象範囲を拡大していく方針でございます。いずれにせよ、国交省さんと連携してやっていくということにしております。

論点2でございます。国道とのワンストップ申請につきましても、現在、国交省さんのほうでe-Govとの連携を検討されていると先ほど説明がございましたけれども、その結果を踏まえながら、デジタル庁としても体系的な実現方法を検討してまいりたいと考えてございます。

論点3、申請項目の統一でございます。先ほどのe-Govの説明資料には載っていなかったのですけれども、e-Gov上では様式作成支援ツールというものを提供してございます。これは、各府省さんのほうで、申請手続の名称とか概要とか根拠法令等々、手続に関する情報を登録いただくと使えるようになってございます。そのためのテンプレートをもともと用意してございまして、専門知識がなくても簡単に作れるような様式作成支援ツールを提供してございますので、今後、国交省さんの検討状況を踏まえながら、このツールの活用を含めて一体となって検討してまいりたいと考えてございます。

それから、論点の4、道路占用許可と道路使用許可の一括申請でございます。これについても、今、国交省さん、警察さんのほうで検討されてございますので、デジタル庁としてもしっかりと連携して体系的な実現方法を検討してまいりたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

前向きに検討をいただけるのとことと認識しましたが、ただいまの御説明について皆様より御意見、御質問がございましたら、挙手をお願いいたします。

それでは、瀧専門委員、ご発言をお願いいたします。

○瀧専門委員 本日は御説明ありがとうございます。2年前の議論を追えていない中なので、ちょっと不適切な質問かもしれないのですが、森ビルさんに1つ質問と国交省様に1つ質問がございます。

ニューヨークの事例を前回も今回もお取り上げになっていて、利用事例1万2000件と非常に多いというか、活発なものなのだなと思ったのですが、日本の制度で同じような適用が、例えば1万2000件というのは、本当に零細な事業者でも簡単に申請できるようなイメージを持ったのですが、片や、こちらの制度というのは、森ビルさんのような大きな会社さんでないと使いづらいものなのか。それとも、そうでもなくて、要は結構ユーザーフレンドリーな制度になっているのかというのを伺いたいというのが1点でございます。

国交省様にお聞きしたいのは、この制度がどのぐらい御活用されていて、どれぐらいの人たちがコアなユーザーになって、森ビルさんみたいな大きなユーザーさんが御利用されているのか。例えば、地方でお祭りとかに使われているのかとか、その辺の利用動態をもうちょっと聞きたく思いまして御質問しました。

以上でございます。

○菅原座長 ありがとうございます。では、戸田専門委員、お願いします。

○戸田専門委員 ありがとうございます。

オンライン化の取組は令和5年に試行するというので、かなり前向きに進められているとお伺いしたのですが、実際にこれでどのぐらいの処理時間の短縮が可能になるのかをお聞かせいただきたいと思います。受付だけオンライン化しても、その後の許可までのプロセスが効率化されないと結果は出ないと思いますので、そのあたりの取組はどうかということをお聞かせいただければと思います。お願いします。

○菅原座長 ありがとうございます。

では、まず、瀧専門委員の森ビル様への御質問、その後、国交省様、お願いします。

○森ビル株式会社（松田氏） 森ビルから見てユーザーフレンドリーな設計になっているかといった質問についてですが、まだシステムが実装されていないので当社も使ったことがございません。ニューヨークのようにユーザーフレンドリーなものになればと期待しています。

既に国道で事前確認事項を出していただいているのは、歩行者利便増進道路（ほこみち）制度と、コロナ道路特例の2つかと思います。ほこみち制度は、道路ごと指定を受ける制度ですので、利用者は、個々の飲食店さんというよりは当社のようなデベロッパーが多くなると思います。一方で、コロナ道路特例は個々の飲食店さんが使うこともあります。道路占用を行う手段としては、例えばほこみちのように大々的に道路を指定して、そこでデベロッパーやエリマネ団体等がイベントを行うことができる制度もありますし、コロナ道

路特例のように、コロナ禍で困っている飲食店が商店街規模などで使用する制度もありますが、様々な道路占用メニューにおいてオンライン化が進めばと思っています。大きい企業が使うものも、それぞれの店舗が申請するものも、町会が申請するお祭りのような定型的ではないようなものも、大小様々な申請が、ニューヨークの事例のような簡単な使いやすい形でオンライン化していただければいいなと思っています。

○瀧専門委員 どうもありがとうございます。

今の発言を受けて国交省様にお伺いしたいのは、e-Govの申請フォームというのは、道路を何メートル使いますかとか、私でも応募できそうみたいな気持ちになれるようなユーザーフレンドリーなものなのか、という点です。小規模事業者さんに向けた施策みたいなものがどれぐらいあるのか。件数とか主なユースケースについて国交省さんにお伺いしたいと思います。

○菅原座長 では、国交省様、お願いいたします。

○国土交通省（久保田審議官） 私から占用許可の実態についての御説明を、可能な範囲になりますけれども、お答え申し上げたいと思います。

道路占用許可自体は大変数が多くて、今この場で数字までは申し上げられませんが、占有許可の申請主体も様々でございます。先ほど森ビルさんから御提案のあったようなイメージの、ほこみちですとか、コロナ占有特例での街づくりと一体化したような占有については、例えば、ほこみち指定でいきますと、29地方公共団体で制度が使われておりまして77路線ぐらい。コロナ占有特例の場合には173地方公共団体で400強ぐらいの件数でございます。

実際にこれらを使っておられる申請者の方々というのは、これもまちまちではございますけれども、多くは協議会ですとか商店街レベルの少し広がりのあるような団体が1つになって申請をいただくということもございますし、中には1つの事業者でということもあるだろうと思います。そこは様々でございます。

もう一つ、申請後の決裁までのお話がありました。自治体の場合だと私どもも詳細は把握しておりませんが、国土交通省の場合だと、申請いただいた後は決裁手続は基本的に全て電子化してございますので、その中で手続を進めているというのが実態でございます。

雑駁ではございますけれども、以上でございます。

○瀧専門委員 ありがとうございます。

私からは以上です。

○菅原座長 次に、戸田専門委員の質問に対しては、国交省様、デジタル庁様に回答をお願いします。

○国土交通省（久保田審議官） 国土交通省でございます。

先ほどの御答弁の中で申請後のことではございますが、国土交通省の場合だと、決裁手続は全て基本的には電子でやっておりますので、そのような電子化が進んでいるという

ものでございます。

以上でございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

戸田専門委員、よろしいですか。

○戸田専門委員 自治体も含めた取組をされるのでしょうかというのが質問の趣旨なので、要は、重複した手続を申請側がやらなければいけないとなると、期間短縮にはならないと思いますので、そういったことへの対応をどうお考えになっているのかをお聞きしたかったのです。

○菅原座長 国交省様、いかがでしょうか。

○国土交通省（久保田審議官） 各自治体さんにつきましては、私どもが道路管理の立場で自治体のシステムまでどうこう言える部分ではないということもございます。それぞれの自治体の中で様々なデジタル化を推進していらっしゃるところが多いと思いますので、その自治体ごとの御判断の中で、またいろいろな財源を含めた中での対応ということかなと思っております。私どものほうで総括的に把握しているものではございません。恐縮でございます。

○菅原座長 戸田専門委員、追加等、コメントはよろしいですか。

○戸田専門委員 では、デジタル庁様は如何でしょうか。

○菅原座長 デジタル庁様、いらっしゃいますか。

○デジタル庁（犬童審議官） デジタル庁でございます。

先ほど申し上げましたように、自治体については、今後、試行を国交省さんと一緒にやっていますので、その中で課題等も含めて洗い出してしっかり対応していきたいということになります。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、村上専門委員、住田専門委員の順番でお願いいたします。

○村上専門委員 村上です。

3省の方には、使用許可、占用許可のワンストップ化などを精力的に進めていただいて感謝いたします。本当にありがとうございます。

デジタル庁に2つ質問します。

来年度、e-Govを使ったワンストップ化の設計・開発をされるということですが、道路使用許可と道路占用許可以外、森ビルから御提案があった保健所関係や公園使用許可、屋外広告物関係の諸手続きなどもワンストップ化の対象になっているのでしょうか。これがひとつ目の質問です。

ふたつ目は、先ほど犬童さんの御説明にあった、自治体における申請審査支援システムの導入はものすごく大事だと思っています。自治体の規模などによって、審査業務の実態などはかなり異なると思いますが、自治体にとって使い勝手のいい審査支援システムを作

るために、どんな検討手順や工夫を考えているか、教えてください。

以上2点です。よろしく申し上げます。

○菅原座長 ありがとうございます。

続いて、住田専門委員、お願いします。

○住田専門委員 ありがとうございます。聞こえますでしょうか。

○菅原座長 聞こえます。

○住田専門委員 ありがとうございます。何度も申し訳ありませんでした。

私の質問したかったことは、結構、村上専門委員と戸田専門委員が聞いてくださったところもあったので、デジタル庁に追加で質問という形にはなるのですが。

今日の回答の範囲ですと、基本的には何でも対応していただけるという形で、国土交通省様と警察庁様の決定によりますというふうにお答えいただいたところもあったと思うのですが、制約的なものが全くないのか、こういうところには何かしら制約が出てくるのかみたいなところを考えながら検討しなければいけないのかというところがあるのかないのかみたいなことをちょっとお伺いしたいと思いました。

特に、最終的に、今、村上専門委員がおっしゃったみたいな審査のところはすごく大事ななと思っていますし、自治体のレベル感も考えていかなければいけないというのもすごく重要なポイントだと思いますので、そこも含めて何かしら制約があれば教えておいていただきたいなと思いました。よろしく願いいたします。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、デジタル庁様、お願いします。

○デジタル庁（犬童審議官） まず、村上先生の質問でございます。これは、公園の使用とか、そういったほかの手续についても、一般的に使えるようなシステムになっていますので、あとは、関係省庁さんとしっかりと連携してやるかどうかということになってくるかと思えます。いずれにしても、その制度を入れられるのは関係省庁さんなので、そちらと連携してやっていくことが必要になると思えます。システム上は使えることになっています。

それから、自治体の支援でございますけれども、先ほど申し上げたように、試行を来年度からやりますので、その中でいろいろな標準項目を作っていくたり、そういうことで支援できる点もあると思えます。いずれにしても、国交省さんもおっしゃっているように、自治体ごとに規模も違えばやり方も違っていると思えますので、そのあたりの実態を把握しないことにはまずは進められないのではないかと考えてございます。

それから、住田先生の御質問でございます。何でも対応というふうには申し上げていますが、システムの処理能力の問題。市区町村は1741ぐらいありますから、それが全部乗っかっていったときの処理能力についてはしっかりと拡大していかなければいけないですし、来年度以降、ガバメント・クラウドのほうに乗せていけますので、そのあたりのシステム容量の問題、その他、道路占用、道路使用ということであれば、地図を使ったり、別途使

わなければいけないシステムがございますので、それとの連携について整理しなければならないというシステム上の課題はあります。

以上でございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

村上専門委員、住田専門委員、よろしいですか。

○村上専門委員 はい。ありがとうございます。

○住田専門委員 はい。私も大丈夫です。ありがとうございます。

○菅原座長

続きまして、落合専門委員、お願いいたします。

○落合専門委員 御説明ありがとうございます。また、全体的に前向きに進めていただいているということで、感謝申し上げます。

その上で国土交通省の方にお伺いしたいと思います。1つは、これはローカルルールに関する部分が結構大きい問題なのかなと思っております。どちらかという、中央官庁のほうでは頭をそろえて対応していただいておりますし、ルールの面だけでなくシステムの面でも合わせていこうということだと思います。ただ、この部分のデジタル化を進めていくときに、結局、国民の方々が一番接されるのは自治体だと思います。そこを同じように整備していただくことがなかなか難しい面があるように思います。

その意味では、御回答をいただいた中で、自治体との関係でも申請項目の統一の点など、前向きに進めていただいている点はあるとは思いますが、例えば、自治体の方が論点1で示された仕組みをしっかりと使っていただくことや、論点5の関係での確認事項が十分に公表されていない点について、文書での通知などしていただいているので、努力をいただいているとは思いますが、ただ、努力を何回かしていただいて、難しい場合はまた次の対応を考えないといけないのではないかと思います。

規制改革推進会議で比較的直近で議論していた事例としては、介護サービスに関するもので、厚労省のほうで様式などをある程度統一するために政省令で書くことがあります。分権をするべきなのは政策であって様式ではないということを実践していただく話があります。必ず合わせてもらうべき事項について、より実効性を持って取り組んでいただけるように、施策を考えていただけないでしょうかということが質問事項とになります。

以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

まず、国交省様、お願いいたします。

○国土交通省（久保田審議官） ありがとうございます。お答え申し上げます。

自治体は様々でございますので、それぞれの自治体の体力なども勘案しながらということになってくるかと思います。まずは、自治体のほうで、私どものほうから通知しておりますものを御理解いただくということが大事だと思っております。確かに、文書の通知というだけでなかなか徹底できていないというのは論点5のところでも御説明申し上げたと

おりでございますので、紙だけではなくて、説明会ですとか、そういった場を持っていくことも考えていきたいと思えます。特に道路の場合には、ブロック単位で整備局もごさいますものですから、そういったネットワークも通じて自治体の方々に直接御理解をお願いしていくということもやっていけるのではないかと。そこも考えていきたいと思っております。

ちなみに、論点3の申請登録の統一のところの中でも少し御説明申し上げましたが、こういった様式については実際に省令の中で示しております、自治体のほうもほぼほぼこの様式に沿って占用手続をやっているのを把握してございますので、そういった意味で、自治体の方々にしっかりとやっていけば、御理解は賜っていただけるのかなと思っております。

また、御案内のあった厚労省さんの介護サービスの関係の取組といったものもまた参考にさせていただければと思っております。

私からは以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

落合専門委員、何かございますか。

○落合専門委員 ありがとうございます。前向きに捉えて進めていただけるということではありますので、確認事項の公開の部分についてもぜひ促していただければと思えます。

また、自治体で体力がというお話もあったと思えますが、体力がないところなどはできれば国が提供するシステムにむしろ乗ってもらうことが良いのではないかとと思えます。なかなか取り組めない自治体さんなどは、なるべくそういう共通した取組の中で、経費や仕事の削減ができるような形にできるといいと思えます。その点はデジタル庁さんも考えておられることだと思いますので、デジタル庁さんもぜひお願いできればと思えます。

以上です。

○菅原座長 デジタル庁様のほうからコメントございますか。よろしいですか。

○デジタル庁（犬童審議官） 落合先生の御意見、賜りましたので、しっかり対応したいと思います。

○菅原座長 よろしくお願ひします。

それでは、井上専門委員、お願いいたします。

○井上専門委員 井上でございます。ありがとうございます。

にぎわいのある街づくりに向けた道路占用ということで、人口減少とかいろいろなものが進んでいる中で、にぎわいをどう作っていくかという意味で、この道路をどうしていくかというのはとても大事なテーマだと思っております。

非常に前向きに取り組んでいただけてすばらしいなと思っていたのですが、デジタル庁とか国交省とかいろいろあるのですけれども、結局ワンストップ化とかオンライン化というのはどこの省庁が責任を持って進めるのですかというのがよく見えなかったというのが1つ。

それと、警察庁さんとやり取りするとき、私も自動運転とかいろいろなものでも所轄の警察とかといろいろやるのですけれども、所轄ごとに対応が違うこととか、道路の安全性の評価なども人によって違うとか、経験のあるなしによって見るところが全然違うみたいなことがあります。警察さんというのは所轄とか現場が強い省庁だと思っているのですけれども、最終的には現場に交通安全の権限を委ねながら、人によって違うみたいにならないようにするには、このデジタル化、オンライン化の中でどういうふうなことを考えるか。先ほど自治体の支援システムみたいなものがありましたけれども、所轄のところをどういうふうに進めていくのかというところが気になったところです。

3つ目は、このオンラインのワンストップ化を進めることによって、許可が下りるまでの期間をどれぐらいにすることを目指しているのか。日数ベースで何日以内にするのみたいなことを明確に持たれているのかどうかというのが3点目の質問です。

4点目は、今日のテーマは「にぎわいのある街づくりに向けた」ということだと思うのですけれども、いつも、このにぎわいを誰が管轄しているのかというのがあります。道路はこれからどういうふうにしていくのかみたいなことについて、今回、こういう占有許可をできるだけやりやすくするというのはいいのですけれども、道路空間というものをこれからどう使っていけばいいのだろうか、それを街づくりの観点からどうしていくのみたいなことは国交省さんで議論していくという形になっているのか。そこのリーダーシップみたいなところをどこがとられるのか、あるいはどういう議論が今なされているのかというところをもう少し聞かせていただければと思います。

以上です。4点お願いします。

○菅原座長 では、質問が多いので、先に回答をいただくように。

1番目はワンストップ化の責任主体みたいな話でしたね。

○井上専門委員 はい。

○菅原座長 デジタル社会実現に向けた重点計画が閣議決定されている中ですから、国交省様、デジタル庁様でお答えいただけますでしょうか。

○国土交通省（久保田審議官） 国土交通省でございます。

○菅原座長 では、先に国交省様、それからデジタル庁様お願いします。

○国土交通省（久保田審議官） 私のほうでお話しできる範囲でとなりますけれども。

基本的には、デジタル化につきましてはデジタル庁さんのほうで実行計画を立てていただいていますので、それが全体の大きな傘という形になっているかと思います。道路の空間の中でいいますと、道路法の体系というのは許可手続になりますものですから、そこについてはオンライン化の部分も含めて国土交通省当局のほうで担当をする。例えば道路使用許可のような道路交通法の体系はもちろん警察庁さんでございますので、そちらはそちらのほうでやっていただき、ワンストップ化については両法律で連携するという規定がございますので、そこはつながっていく。簡単に言うと、そういった立てつけになっているのだろうとっております。

○井上専門委員 要は、なかなか進まないなというときに、どちらが。例えば国交省さんが警察に進めようよという形で働きかけてくれるのかどうなのか。そこを誰が責任を取るのですかということなのです。

○国土交通省（久保田審議官）そこはお互いにだと思えますし、道路局と警察庁さんの交通局さんは日頃から一緒になって仕事をやっておりますものですから、そこは連携してやっていきたいと思っております。恐らく同じ思いかと思っております。

○デジタル庁（犬童審議官）デジタル庁です。

先ほど座長からもありましたように、重点計画を閣議決定してございまして、その中で、原則として、既存の共通機能であるe-Gov等を活用した行政手続オンライン化・標準化を図るとされてございます。今、国交省さんからお話あったように、制度そのものは警察庁さん、国交省さんのほうで考えられるのですけれども、政府全体としては重点計画のもとで原則としてe-Govを使ったオンライン化・標準化を図るという方向で進めますので、そういう意味で、司令塔と言われているデジタル庁が進行管理的な責任はあるのだと思っております。

○井上専門委員 そうしたら、進行管理はデジタル庁がするのですね。

○デジタル庁（犬童審議官）はい。進行管理は毎年度重点計画をリバイスして。

○井上専門委員 重点計画という意味ではなくて、個別の申請の進行管理も、目標日数を超えていないかどうかみたいなことの管理も今後デジタル庁のほうでしていくということですか。

○デジタル庁（犬童審議官）目標設定自体は制度所管省庁である国交省さん、警察庁さんがやりますけれども、それが守られているかどうかというのは我々の重点計画のほうでしっかりとフォローしていくということです。

○菅原座長 工程管理はデジタル庁さんですという位置づけということですね。

○デジタル庁（犬童審議官）そういう理解だと思います。

○菅原座長 分かりました。

○井上専門委員 ありがとうございます。

○菅原座長 あと、2番目の質問は警察庁さんのほうでお願いします。

○警察庁（小林審議官）警察庁です。

個々の事例に即した道路の交通環境にとってどうかという判断は、それぞれの都道府県警察でやっていくこととなりますけれども、基本的な運用の基準の在り方については、警察庁本庁のほうから、今回のほこみちについても統一した指示・通達を出して、運用についてのぶれがないようにしておりますので、今後ともそのような運用をしていくものだと考えております。

○菅原座長 井上専門委員、よろしいですか。この2番目の回答は。

○井上専門委員 はい。

○菅原座長 では、3番目と4番目は国交省さんから御回答いただけますか。

○国土交通省（久保田審議官） 私から2点。

1つは、オンライン化による日数的な効果ということだったと思います。どのくらいという定量的なことのお示しはちょっとできないのですけれども、先ほど森ビルさんのほうのプレゼンの中でも、事前協議や申請後の手続の中で、月単位でそれがかなり短縮されたという事例もございましたので、まずは、我々としては、このオンライン化や、先ほどのワンストップ化をしっかりと進めていって、これらの期間短縮につなげていきたいと思っております。数値的なところはお答えできなくて申し訳ございません。

もう一つ、にぎわいのある街づくりということについての責任主体という話でございましたけれども、道路空間という意味で申し上げますと、国土交通省の道路局が中心になってやっていくことだと思っております。まさにいろいろと出てまいりましたほこみち制度などは、道路というのがこれまでの自動車中心ではなくて、歩行者の通行、さらには歩行者が滞留するといいましょうか、歩行者が憩う場も道路空間の中で提供していこうといった取組もございます。道路としての考え方も幅が広がってきておりますので、このあたりはしっかりとやっていきたいと思っております。ただ、当然のことながら、警察庁さん、道路使用許可、その他関係する省庁さんがございますので、そこはしっかりと連携して取り組んでいくということかと思っております。

以上でございます。

○井上専門委員 ありがとうございます。

現時点で日数的なところを示せないというのは分かるのですけれども、検討が進んできた段階で、目安として何日以内に処理しますみたいな目安はちゃんと掲げていただけるようお願いしたいと思います。

以上です。

○国土交通省（久保田審議官） 承知しました。ありがとうございます。

○菅原座長 続きまして、杉本座長代理、それから田中専門委員、お願いいたします。

○杉本座長代理 ありがとうございます。私からは、まず、森ビルさんに1点御確認したい点がございます。

御報告いただいた中で、事前相談の省略の問題点について、国道については確認事項が公表されているので、それを満たしていれば事前相談が省略できるようになっているけれども、ほかの都道府県道等についてはそれがまだ事前相談の省略という制度になっていないのではないかとこのところ、ここまで対応してほしいという御要望だったように理解したのです。先ほど警察庁さんが、道路使用許可の基準に関しては、この公開されている基準は国道だけではなくて都道府県道や市区町村道の別なく活用できるものであると御回答くださったのですが、この点については申請をする側の方々には周知されていることだったのでしょうか。

○菅原座長 質問はよろしいですか。

○杉本座長代理 はい。まずお答えいただけるとありがたいです。

○菅原座長 森ビル様、お願いいたします。

○森ビル株式会社（松田氏） ありがとうございます。道路使用許可の事前確認事項については、歩行者利便増進道路とコロナ特例について公表されています。歩行者利便増進道路は、当社は現在認定を取るために動いているところですので、本制度を用いた道路使用の事例がまだございません。また、コロナ占有に関しては既に占有を始めており、こちらが公表された後に新しく占有している部分がおそらくございません。既にオンラインで公表されていることについては、弊社担当者にも伝えていこうと思います。どの道路においても同じ確認事項でいいという警察庁さんの取り組みはとてもありがたいです。

○杉本座長代理 ありがとうございます。では、今後は道路使用許可のほうについては事前相談が国道に問わず省略できる可能性がある、基準を満たしていれば省略できるということだということですね。それが今後、申請する側としても非常に便利になるということによろしかったでしょうか。

○森ビル株式会社（松田氏） はい。そういう理解です。

○杉本座長代理 ありがとうございます。

次に、警察庁さんに。道路使用許可の事前相談については、国道関係なく全ての道において基準を満たしていれば省略できるのだということは、各都道府県の警察には既に周知されているという理解でよろしかったでしょうか。

○警察庁（小林審議官） はい。既に令和3年3月に各都道府県警察に対して通達を出してその旨を通知するとともに、事前確認事項についての周知に関しても、各都道府県警察のホームページなどを用いて積極的に行うようにすることを指示しております。これに基づいても既に各都道府県警察のホームページで何らか表示、または、警察庁のホームページに飛ぶとか、分かりやすい内容となっていると考えております。

○杉本座長代理 ありがとうございます。

○警察庁（小林審議官） ちょっと修正です。

最初の通達は令和2年12月に出しております。

○杉本座長代理 ありがとうございます。

そうしますと、なおさらといいますか、道路占有許可基準の確認事項の公開とそれに伴う事前相談の省略というのは、警察庁さんのほうと足並みをそろえて、より迅速に進めていく必要があろうかと思えます。各地方自治体への周知というところがより重要になってこようかと思えますので、御対応いただけるとありがたいかなと思えます。

以上です。

○国土交通省（久保田審議官） 承知しました。我々のほうでも、文書にとどまらない丁寧な説明をしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。ありがとうございます。

○杉本座長代理 ありがとうございます。よろしくをお願いいたします。

○菅原座長 続いて、田中専門委員、お願いいたします。

○田中専門委員 ありがとうございます。

まず、国土交通省様と警察庁様、デジタル庁様におかれましては、オンライン化とワンストップ化に取り組んでいただき、ありがとうございます。地方への拡大については難しい問題もあると思いますが、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

私からは2点質問がございます。

まず、国土交通省様にお伺いしたいのは、道路法の施行規則で様式を定めている占用許可申請についてです。この様式に定められている申請書で申請があったものを現場が受け付けられないという運用が仮にあったとして、それが行政手続法違反にあたるのかご教示ください。

もう一点は、事前相談について国土交通省様と警察庁様にそれぞれお伺いします。先ほど、道路使用許可や道路占用許可について事前相談が必ずしも必要ないとか、省略できるという話がありましたが、そもそもこの事前相談というのは、法令上、義務づけられているものなのかということを確認させていただきたいと思います。

もちろん、安全性の確認とか調整のために事前相談があったほうが望ましいということは理解しております。しかし、事前相談がないことのみをもって申請を受け付けられないというのは、これもまた行政手続法違反ではないかという気がするのですが、そのあたり、いかがでしょうか。よろしくをお願いします。

○菅原座長 それでは、先に国土交通省様、お願いします。

○国土交通省（久保田審議官） それでは、お答えいたします。

様式につきましては、道路法施行規則の中で様式を定めております。基本的にはそれに沿ってやっていただくということだろうと思いますが、事務の性格上、地方道については自治事務になりますものですから、手続法違反とまで言えるかどうか、そこはお答えが難しいところかなと思っております。ただ、実際には、90数%ぐらいの自治体さんでこの様式を使っていたいておりますものですから、基本的には御理解いただいているのかなと思っております。

あと、事前相談についてのお話があったけれども、こちらは運用面でございます。特に道路占用許可の場合には、道路占用というのを、その場所でないとできないという無余地性の原則ですとか、道路の構造とか、交通への影響、様々ありますものですから、そこはかなり丁寧にやっていかないといけないということで、そういった事前相談という形で運用してございます。先ほどあったほこみちのように、いわゆる無余地性というものは法律上一応排除されていて、ある程度項目を示していくことによって、ある意味、手戻りが少しでも起きないようにといった形で、事前相談が要らなくなってくる、申請の手続が簡略化される、そのような形での効果があると考えているところでございます。

以上です。

○菅原座長 警察庁様から、事前相談は法令上の義務づけなのかという点、お願いします。

○警察庁（小林審議官） 道路使用許可に関しましても、事前相談については運用で行っ

ているものでありまして、特に法令上の義務ということではありません。イベントなどを行う場所の交通への影響とか、周辺の交通への影響について事前調整を行うという趣旨で行っているものでありますので、法令上の義務ではないということであります。

○菅原座長 田中専門委員、追加でございますか。

○田中専門委員 ありがとうございます。

明確にご回答いただきまして、ありがとうございます。しかし、法令上の義務でないとするならば、あたかも義務であるかのように、ウェブサイト等に、事前相談は必ず必要ですとか、事前相談はしてくださいと書いてあるのは問題ではないかと思えます。以前に、民泊関係でも、そういった紛らわしい表現はやめるようにという通達を観光庁から発出していただいたことがありましたけれども、そのあたり、法律上の義務とそうでないものを明確に分けて説明するようにということを周知することができないか、御検討いただけないでしょうか。

以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

国交省様、いかがでしょうか。

○国土交通省（久保田審議官） お答え申し上げます。

今、委員から御指摘のあった点、具体的に我々のほうもつかみかねている部分もございますものから、そのあたりも少し把握してみまして、また検討してまいりたいと思えます。ありがとうございます。

○菅原座長 警察庁様、お願いします。

○警察庁（小林審議官） 私ども、把握に努めておりますけれども、今のところ、そのような形で、それが義務であるかのようなお知らせの指導はしていないと考えております。

○菅原座長 通知等の周知ということは特には。

○警察庁（小林審議官） 通知等は、把握した上でそのような事実があればいたしますけれども、現在のところ、そのような指導はなされていないと考えております。義務であるかのような指導はしていないということでもあります。

○菅原座長 分かりました。

田中専門委員、よろしいですか。

○田中専門委員 はい。実態を把握していただいた上で、もしこれはちょっとまずいのではないかということがあれば、対応していただければと思います。

以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、岩下委員、お願いいたします。

○岩下委員 岩下でございます。声は聞こえますでしょうか。今日は会合を冒頭からずっと新幹線の中で聞いておりました。今、部屋に戻りましたので、コメントをさせていただきます。

本件は大変重要な案件、かつ、私にとってもとても思い入れのある案件でございまして、これは、一昨年、令和2年10月9日に第1回の投資等ワーキング・グループの中で最初に取り上げられたテーマの1つでございました。私はそのときのことを非常に鮮明に覚えています。

なぜ鮮明に覚えているかという点、1つは、ニューヨークシティの対策がコロナ対策でまさに進められたと。その結果、万単位の需要がすぐに埋まったと。ところが、日本では、当時国交省さんが一生懸命にぎわいということをやられていて、それ自体は非常にいいことだと思うのですが、残念ながら、少なくともコロナ対策という意味ではニューヨークシティのようにはいかなかった。たしか、そのとき、森ビルの方が大変苦労されてこの許可を取ったのだけれども、それを取るのに非常に時間がかかって、かつ、窓口も多くて大変だった。それを何とか改善できないだろうか、ニューヨークのようにできないだろうかという話をした覚えがあります。

そのときに、私、なぜイメージが深かったかという点、国交省の道路局の次長が御答弁に立たれたのですが、ウェブサイトがユーザーフレンドリーでないという問題があるようですねという話をしたら、何とおっしゃったか。私、実はそのインターフェースとかウェブサイトなるものを見たことがありませんとお答えになったので、提供している御本人が見たことないのですかと、みんな大変びっくりした覚えがございまして。

オンラインでサービスを提供する以上、そのオンラインできっちりサービスが提供されるかどうかということを見るのは基本的ではないかという議論がありました。そのときから実に2年と1カ月の時間がたちました。この間、コロナでいろいろありました。先ほどお話を聞いたところによると、100の自治体で400ほどの申請があったと。国道関係も幾つかあったのでしょうか。それにしても、日本の国内で道路を占有させていただいてそこで飲食店が開業して、店内での密の空間を避けるという取組のためにこれをニューヨークシティが始めたわけですけれども、それと同じようなことが行われたということは、実は寡聞にしてほとんど聞かれません。実態として、1つの市町村で4つぐらいしかないとすると、それは商店街が共同のベンチを置いて〇〇祭りをしようということ以外のことにはなかなか展開されたとは思えないです。つまり、ニューヨークがやったようなコロナ対策のために迅速に道路の占有を外してみんなに使わせようということは、残念ながら日本ではできなかったということです。コロナはほぼ収束というか、第8波がありますけれども、今からやるという話にならないと思うのです。ただ、この問題というのは日本における大きな失敗だったと総括するべきだと思います。

その上で、これから頑張りますということ。頑張ってくださいたいのですが、私たちが相変わらず抵抗に思うのは、国道、県道、市道とおっしゃっています。規制改革推進会議で、国道、県道、市道にまたがりますので、国道はできますが、県道、市道はできませんというお答えをいただくケースは、このワーキングだけではなくてほかにもいっぱいあるのです。ニューヨークシティでは多分そういうことはないはずなので、だからこそニュ

ーヨークシティはできたわけでしょう。これをずっと維持したままだとずっとできないです。コロナではなくてほかの案件で、全く別のところで迅速に対応が必要になるケースがあるかもしれません。そのときにできるのですかということを見ると、今の仕組み自体を何とかすることはできないだろうか。少なくとも、ニューヨークでなぜできて、日本でなぜできなかったのか。これは主に国交省さんだと思いますけれども、ニューヨークにだって国道もあれば、州道もあれば、市道もあるのだと思うのです。にもかかわらず、ニューヨークシティでは一括してそれができたのに、なぜ日本ではできないのか。日本でやろうと思えばできるという手段はないのですかということ。できれば、ここは自治事務ですからという話に逃げないで、ぜひ考えていただきたい。国民の生命・財産であるとか、いろいろなことを守るのに必要なことだと思うのですけれども、そういうことに対する対策を未然にとっておくことが大事ではないでしょうか。

もう一つは、インターフェースの部分です。今、御説明いただいたことはe-Govのほうでもしっかり確認した上でインターフェースを確認しているのですよねと。この点だけ確認させてください。

以上、2点です。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、国土交通省様、お願いいたします。

○国土交通省（久保田審議官） お答え申し上げます。御質問ありがとうございます。

国道と都道府県道と市町村道というお話がございました。どうしても道路法という法律の体系の中での考え方になっておりますので、御指摘のような点があることは承知をしておるところでございます。今回のワーキング・グループで御議論いただいておりますこのテーマは、オンライン化の中で、私ども、これまでは道路占用システムという直轄の部分だけの取組でございましたけれども、デジタル庁さんの協力も得ながらe-Govという形の中で進めていくことができますものですから、そこはできるだけ連携をして、ワンストップ化について取り組んでまいりたいと思います。あと、先ほどのような道路使用許可についても、法律は別々ではございますけれども、連携をしっかりと取っていきたくて考えておるところでございます。

○岩下委員 すみません。2番目の質問にお答えいただいているようですが、久保田審議官はこのe-Govのインターフェース、各種申請のインターフェースについては御覧になって確認していただいているのですよね。

○国土交通省（久保田審議官） e-Govについてはこれからでございますので、これから私のほうでも確認してまいります。

直轄の道路占用システムについては、私のほうでも確認をしながら、また、ホームページでの公開状況についても確認をして、特に国民への周知という点につきましては日々の中で改善していくということで、ホームページのほうについても取り組んでまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○岩下委員 いいえ、とんでもございません。その点については2年間で大変改善されたと思うのですけれども、道路の管理者が違うという問題が本当にいろいろなところで出てくるのです。例えば農機具を運搬するときに誰が許可するかとか、それによっていろいろな人たちが困っているということは、道路に関する法律自体が。根本から変えろという乱暴なことは申しませんが、なぜアメリカでできて、なぜ日本でできないのかというのはぜひ研究していただきたいのです。アメリカと同じようなことをすれば日本でもすっとできるのか。それとも、日本はちょっと変わった法令にしまっているんで、法律を変えないとできないのか。そこはどうかのですか。国交省さんで実際に道路のことを検討されている方であれば、その辺の実態の違いはお分かりなのではないかと思うのですけれども、これは日本だけの問題なのでしょうか。それとも、全世界でそうだけれども、特例措置でニューヨークでは特別なことをやったからできたのですか。すみません、そこがよく分からないので、そこを教えてください。

○菅原座長 国交省様、お願いします。

○国土交通省(久保田審議官) ありがとうございます。ニューヨークの取組については、私も必ずしも十分な勉強はできておりませんが、いろいろな種別の道路の中でこういった取組ができていのかどうか、そこは私のほうでも研究してまいりたいと思います。道路法の中の体系については、どうしてもやや硬過ぎる面があるかと思えます。そうはいいまして、道路を利用していただく方、それは占有申請をしていただく方も含めてでございますけれども、その方々にとってよりスムーズに手続が進められるようにという思いはございます。特にこのDXの時代でございますから、オンライン化ですとかワンストップ化といった取組の中でそこをしっかりと取り組んでいって、御理解いただけるように周知もしていきたいと思っています。ありがとうございます。

○岩下委員 分かりました。

最後のコメントです。おっしゃることはよく分かりますし、DXをすれば市町村、国交省さん、都道府県さん、それぞれに一斉に通知を送ることは多分できるのですが、そうすると、それぞれのところでチェックをしなければいけないので、行政事務の負担は多分変わらないのです。そう考えると、本当は根っこの仕組みのところ一括して誰かがオーケーと言え、それでほかのところはオーケーだというふうになっていたほうがいいわけで、それぞれの縄張りとはもかくとして、そもそもの考え方のところを変えることを考えるのが優先だと思います。もちろん、インターフェースを改善していただくのはとても大事ですし、デジタル化するといろいろなところに分岐できるので、それが可能になるのはいいことなのですけれども、分岐して、それぞれがやって、結局、市町村のどこそこが遅いので3カ月かかりましたという話になってしまうのではないかという気がするのです。その部分はそもそも論のところ御検討いただければと思います。

以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

最後のコメントということですが、国交省さんもよろしいですか。

○国土交通省（久保田審議官） ありがとうございます。受け止めさせていただきます、検討してまいります。ありがとうございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

そろそろお時間が参りましたので、ここまでとさせていただきます。前向きな検討をしていただけると理解しましたが、本日の議論で新たな論点等もクリアになってきたと思いますので、国土交通省様、警察庁様、デジタル庁様におかれましては、ただいまの議論を踏まえて引き続き速やかな検討を進めていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

事務局におきましても、この件は大変重要な案件でございますので、しっかりとフォローアップをしていただくとともに、答申に必要な事項を盛り込むことを検討してください。また、委員の皆様に関しては関心の高い非常に重要なテーマなので、本日の議論で十分にコメントできなかった、質問できなかったという点がございましたら、後日、事務局を通じて書面で照会いたしますので、事務局のほうに連絡をいただければと思います。

それでは、森ビル様、国土交通省様、警察庁様におかれましては、本日はお忙しい中、ありがとうございました。「退室する」のボタンから退室ください。

（森ビル株式会社、国土交通省、警察庁退室）

（総務省入室）

○菅原座長

続きまして、議題2の「地方公共団体への税・公金納付のデジタル化」について移りたいと思います。

本件は、今年、令和4年2月9日の第1回デジタル基盤ワーキングで議論をし、本年6月の規制改革実施計画において、令和4年度末までに地方公共団体への公金納付のデジタル化の在り方について結論を得るということで対応していただいている案件でございます。地方税においても同様に対応いただいているものでございます。

まず、地方公共団体への公金納付につきましては、デジタル庁と総務省によって検討体制を立ち上げていただくことや、繰り返しになりますが、今年度末までにデジタル化の在り方について結論を得ることが規制改革の実施計画で閣議決定されています。また、地方税については、添付書類を含む処分通知のデジタル化について具体的な方策やスケジュールを検討することが閣議決定されております。本日はこれらについて進捗のフォローアップをさせていただきますので、デジタル庁様、総務省様よりあらかじめ提示いただいた公金納付と地方税の論点について、合わせて15分程度で御説明をお願いしたいと思います。

それでは、これは総務省の田中課長からということではよろしかったでしょうか。

○総務省（田中課長） 総務省行政課長、田中でございます。本日はよろしく願いいたします。私から、デジタル庁の分と併せまして一括で御回答申し上げます。

論点を4ついただいております、一括でお答えを申し上げます。資料を御覧いただきまして、赤いところが我々の回答でございます。

デジタル庁と総務省におきましては、地方でのインターネットを利用した手続を電子的に行うシステムでありますeLTAXを経由して、地方税以外の公金収納を行うことのニーズがあるかどうかについて自治体に調査をするなど、今年6月に閣議決定された規制改革実施計画を踏まえた取組を行ってきたところでございます。こういう結果を踏まえまして、地方税以外の公金収納について、御指摘をいただいております地方公共団体共通の仕組みの構築としましてeLTAXを経由した公金収納を行うことができるようにする方向で検討をまさしく進めているところでございます。

今後でございますが、近日中に関係府省庁に対しまして様々な公金の根拠法令及び公金のeLTAXを経由した収納の可否についての調査を発出することを考えてございまして、年内にはそれぞれ所管の省庁の参加をいただきまして、関係府省庁の連絡会議を開催したいと思っております、この会議の場においてeLTAXを経由した公金収納を行うことができることとするという方針を年度末までには決定できるように協議を進めていきたいと考えているところでございます。

それから、御指摘の中で、地方に関係します公金納付の手続を統一化すべきという御指摘をいただいております。この規制改革の会議で御議論いただいておりますような各省の個別法に根拠があって、全国的に取っているような公金だけではなくて、地方公共団体の公金というのは様々なものがございまして、種類とか収納の規模も様々でございまして、自治体のほうからは費用対効果も考慮すべきであるという意見が寄せられております。直ちに全ての公金についてeLTAXを経由して収納するということにしますと、かえって非効率になってしまうところもございまして、まずは、eLTAXを経由しました公金収納を行うことができる環境を作る、その導入を促していくという手順を進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

引き続き、池田様からお願いいたします。

○総務省（池田審議官） 聞こえていますでしょうか。自治税務局の審議官の池田と申し上げます。よろしく願いをいたします。

論点2の地方税につきまして大きく2つ宿題をいただいております。1つは、地方税関係通知そのもののデジタル化。それと、そのデジタル化ができるまでの間ですけれども、3ページの【論点2-①】の下4行になお書きで書いてあります「納税者が必要とする課税明細書等の情報が容易に機械判読可能なデータで出力可能とされていることの周知」を実施せよというお題をいただいております。これについて御回答申し上げます。

まず、なお書きのほうの周知についてお答えを申し上げますと、4ページの【回答2-①】になりますが、令和4年4月1日の総務大臣通知におきまして、地方団体に対して、

ここにかぎ括弧で書いてございますが、「地方税の処分通知等については、納税義務者である事業者等から、書面による通知と合わせて、容易に判読可能なデータ形式での提供が求められた場合には、各地方団体においては、事業者等からの求めに応じて当該データを提供することについて、積極的に検討いただきたい」という旨を通知してございます。この通知文書は別添の資料 2-2 の 1 ページに掲載してございますので、後ほど御参照いただければと存じます。

その上で、さらに、令和 4 年 8 月 31 日に策定いたしました税務システム標準仕様書 (Ver. 2.0) の公表時に、地方団体に対して、かぎで書いてあるとおり、出力可能とされていることを重ねて周知しております。これが別添の 2 ページの通知でございます。

これが、なお書きで書いてあることの周知を実施せよといったことの取組状況でございます。

その上で、地方税関係通知のデジタル化について、その後の進捗について御報告を申し上げます。

4 ページの中段「また」以下で、まず中身の話以前に、形式的にどのような検討が行われていたかという実績を書いてございます。この「また」以下のところですが、地方税関係通知（課税明細書等の添付書類を含む。）のデジタル化については、学識経験者、地方団体、経済団体や金融団体等から構成される「地方税における電子化の推進に関する検討会」、これは別添の 3 ページに概要を掲げてございますが、そのもとに実務者によりますワーキング・グループを設けまして、今年の 3 月から早速検討を行っております。検討の経緯等は別添の 4 ページにございます。

この実務ワーキングでございますけれども、取りまとめを 9 月に策定いたしました。この取りまとめは別添の 5 ページの資料でございます。本体であります検討会においてもこの取りまとめを踏まえた議論をこの 9 月から行いまして、一昨日であります、11 月 8 日に取りまとめ案を議論し、委員の修正等々ございますので、成案については近々に公表する予定でございます。

今のが議論の経緯でございます。

議論の中身につきましては、4 ページからの【論点 2-②】の回答部分でございます。この検討会における議論の帰結といたしまして、納税通知書のデジタル化につきましては、個人と法人とを分けて考えてなくてははいけませんので、個人の納税者に対するものはデジタル庁とも連携させていただきましてマイナポータルを活用した方法も含めて検討しまして、具体化に向けた手法を模索すべきといった結論をいただいております。

一方、法人の納税者に対するものにつきましては、これもデジタル庁の事業との連携は模索しつつも、今の eLTAX が法人に関しては十分浸透しているという現状がございますので、これを踏まえまして、eLTAX の次期更改が令和 8 年 (2026 年) 9 月であることを念頭に、こういったスケジュール感でシステム構築をすべきとされております。この取りまとめ結果は別添の 7 ページにございますので、後ほど御参照いただければと存じます。

また、納税通知書以外にも地方税関係通知というのは様々ございまして、各種証明書など納税者の方々から申告・申請していただいて発行するものにつきましては、これもeLTAXの活用を基本といたしまして、可能なものから早期にデジタル化を実現していくことが望ましいとされております。

こうした検討会における結論を踏まえまして、今後予定されておりますeLTAXの更改時期、マイナポータルの更改・改修スケジュールといったものを踏まえまして、納税義務者の利便性、さらには地方団体の事務負担といったものを考慮しながら、これらのシステムを活用しまして、地方税関係通知が電子的に送付できる仕組みを地方団体、経済団体、金融団体と御一緒にさらに実務者ワーキングにおいて検討することといたしております。

私からの御報告は以上でございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして御意見、御質問等ございましたら、挙手をお願いします。

岩下委員、お願いいたします。

○岩下委員 進捗状況の御説明、どうもありがとうございます。

今の点で、検討会を組成して検討を進めていただいているということ自体は一定の前進だと思えます。一方で、なぜこの問題がこの規制改革推進会議の中で取り上げられたのかという出発点のところを改めて考えてみると、今おっしゃったような形で本当に問題の解決になるのだろうかというのは私には極めて懐疑的です。

これはそもそも何の問題だったかということ、規制改革推進会議は、たしかデジタルガバメントワーキング・グループだったと思いますが、地方銀行の協会の方が動画等を持ってきて、地方税の現場ではこういうことをやっていますということを実際に見せていただいたのですが、ロボット等を使って市町村別にそれぞれ異なる様々な書式を仕分けして、かつ、それをかごに入れて、さらに最後はそれを人手で確認するというとんでもない作業がありました。これを見た現場の委員たちが、こんなことを今どきやっているのか、なぜこれを一元化して、しかもデータでできないのだということ、ある意味でみんなため息をついたというのが出発点でありました。

たしかそのときのワーキングの高橋座長とかは、こんなことをやっているのだったら、とにかく合理化に協力しない市町村に対しては、手数料を大幅に上げて、その合理化を促すようにしてはどうかということをおっしゃっていた覚えがあります。さすがに指定金融機関側としてはそういうことはできないので、実際に何が起きているかということ、2019年には兵庫県の芦屋市などでは指定金融機関を務めていた三菱UFJ銀行が指定金融機関を辞退するといった事例が起きています。それ以外のところでもそういう事例が幾つか出ているのを聞いております。

結局、この種の事務というのは、今おっしゃった自治体の負担であるとか、納税者の負担もさることながら、そのしわが全部、指定金融機関を中心とする地方公金を取扱う金融

機関に寄っているところが非常に大きな問題でありまして、そこが事実上持ち出しというか、手数料をほとんど取らない状態で、大変な前時代的な手作業のワークロードを駆けさせてられている、そういうところにもう何十年も慣れさせられてしまったというのが現状なのだと思います。多分、今日を機会に、全銀協等も参加しているようでございますので、その部分については一定の議論の上で進めているのだと思いますが、最終的にそういう負担がなくなる。

というのはどうしてかという、マイナポータルであるとか、eTAXの実際の普及率を見てみると、これは国税のほうで別のe-TAXとか、その辺のところを見ても、制度を導入しても歳入金のほうはなかなか増えないのです。そういう意味では、そこを若干改善しても電子化が進まないだろうと。国税のほうをずっと見てきた私の目から見ると、地方交付金も当然そうだよねと思うので、そこを抜本的に解決する方法はないのではないか。今のままだと、地方公金の実務自体が崩壊してしまうと思うのです。

だからこそ、長期的な視点でデジタル化の対策を取らなくてはいけないという話になるのですが、それがマイナポータルとeTAXをちょっと直しますということで本当に大丈夫なのですか。このまま地方公金の扱いがみんな嫌ですという話になったり、手数料を上げますという話になると、実際に困るのは自治体さんだと思うのです。みんなが協力してそこを何とかしていこうということだったはずなのではないのかなという割には、今の御報告というのは大変あっさりしていて、検討しますという話だったような気がするので、そんなことで解決するわけではないではないかと。

私、この種の公金事務をかれこれ三十数年やっておりますので、とてもそんなふうには見えないわけでありまして。その辺のところについてちゃんと検討した上で将来の姿を描いたのだということをおっしゃるのであれば、きちんとそれをこの場で論証していただきたい。このようにしてきちんと電子的な収納率を上げていく見通しが立っているからこそ、今の全く前時代的な地方公金の収納事務、ペーパーベースの収納事務が合理化されるので、結果として地方自治体の指定金融機関などの負担が軽減化されて、合理化されるのだという見通しが本当に立っているのですか。とても立っているようには見えない。

私からは以上です。

○菅原座長 それでは、総務省様、これは池田大臣官房審議官からコメントいただけますか。よろしいですか。

○総務省（池田審議官） 地方公金の話だと思いますので、自治行政局の田中課長かなと思います。

○総務省（田中課長） 地方税以外の公金につきましては、現状、まずはeTAXを使って基盤整備をする。今、eTAXはつながっていない状態でありまして、あらゆる公金についてeTAXをつなげる状況にするというのがまず第一段階だと思っています。その活用をどんどん進めていく。こういうステップを踏んで取り組んでいくことによって、今御指摘いた

だいたような前近代的な公金収納事務の改善に結びつけたいと思っています。それはスピード感をもって取り組んでいくべきだということについては御指摘のとおりだと思っています。

○岩下委員 すみません、田中さん、それで論証したつもりですか。

○総務省（池田審議官） ちょっとよろしゅうございましょうか。自治税務局の池田でございませう。

地方税につきましては、金融機関の皆様からそういう御要望をいただきまして、地方税の納付につきましては統一的なQRコードを振りまして、御承知のとおり、QRコードを窓口に持っていけば、それで電子的に事務処理が進んでいくという形になっております。今後、地方公金全般についてデジタル庁と私ども総務省の自治行政局でeLTAXを用いてやっていく方向で検討するというのは、私どもは受け身の立場ですけれども、地方税に準じたようなそういったことを導入すれば、今、委員がおっしゃられたような無駄な前時代的な作業が恐らく解消されていくのではないかと考えてございます。

○岩下委員 ありがとうございます。それぞれのお立場があるのはよく分かりますが、残念ながら答えにはなっていない。eLTAXを頑張っ入れてたとしても、それによる電子納付の比率というのは、これから導入していきますということだとしても、残念ながら、それで一気に皆さんがばーっと使ってくれるというふうにはeLTAXの世界では全然なっていないわけです。だからこそ国税庁さんは苦勞しているわけではないですか。それと同じことが当然地方税にも起こるわけで、eLTAXを入れるから問題は万事解決ですというはずがないです。

もう一つ、QRコードというのはやむを得ず入れた中間的な解決策。とにかく今のままだと一歩も進まないで、とりあえずQRコードだけ入れさせてくださいというのがあそこのときの議論であったわけで、そこから本質的な解決につなげていくというのが、今まさに期待されていることなのですからけれども、その割には非常に小さいではないですか、そもそもこの問題を解決する気はあるのですかというのが私の問いです。

すみません。ちょっと長くなりましたので、御返答は結構です。

○菅原座長 コメントは結構ということなので、今後の議論、意見交換の状況を見て、また対応することにさせていただきます。

では、田中専門委員、お願いいたします。

○田中専門委員 ありがとうございます。私からは、地方税の納税通知についてお伺いします。

まずは、地方税の納税通知についてデジタル化を進めていただけるということで、ありがとうございます。よろしくお願いたします。

私からは、まず、課税通知の様式の統一化についてお伺いします。電子化する際に、全国的に課税通知の様式を統一することをお考えなのか、それとも、各自治体の様式は多少ばらばらな部分があると思うのですけれども、それを電子化するだけにとどめるのか、ど

ちらの御予定なのか、現時点のお考えで結構ですので、ご教示ください。

もう一点は、この地方税の納税通知のデジタル化によって、地方税賦課決定処分自体がデジタル完結するという理解でよいのかということです。地方税の納税通知については、地方税法や地方税法施行規則に定められている項目以外に他の法律や条例で必要とされている記載事項があることは、当然御案内のことだと思います。例えば不服申立ての教示ですとか、取消訴訟ができることの教示ですとか、さらには処分についての理由の提示が、条例で理由の提示を必要としている自治体の場合は必要になるのですけれども、これらについても電子化がされなければ、納税通知だけが電子されても、そのほかについては書面を別途送らなければ処分が適法になされないことになって、デジタル完結しないこととなります。これらについても電子化に取り組んでいただけるという理解でよいのか、ご教示ください。

○菅原座長 それでは、総務省様、お願いいたします。

○総務省（村上室長） 池田と同席しております総務省自治税務局電子化推進室長の村上でございます。

田中委員、御質問ありがとうございます。当然、デジタル化を進めていくことで、様式の統一化ですとか効率化を進めていくことは頭に置いております。ただ、納税通知書を受け取る側も様々だということがございますので、今、通知書のデジタル化については、当面の間は従来どおりのアナログの、紙の納税通知書をお送りしつつ、併せて、御希望があった方、あるいはこちらから電子的な送付が可能な方に対して電子での通知も送ろうとしておまして、当面のアナログの部分についてはアナログの部分が行く、一方で電子的な通知の部分についてどのような様式統一化ができるかというところについては検討していきたいと考えているところでございます。

同様に、賦課決定につきましても、当面は従来の賦課決定方式をアナログで継続しながら、併せて、電子的なものをお送りしていく、このようなことを考えております。将来像としては、田中委員がおっしゃるようなデジタル完結を目指していくべきだと認識しております。

以上です。

○菅原座長 田中専門委員、追加のコメント、質問等があればお願いいたします。

○田中専門委員 移行期間について両方が併存するというのはやむを得ないと思いますが、最終的にはデジタル完結を実現しなければならないと考えます。先ほど言った点についても、後から、これについて電子化がされていないから結局は書面が必要ですよということのないように、ぜひ御検討のほどをお願いいたします。

○菅原座長 ありがとうございます。

では、戸田専門委員、瀧専門委員、続けて質問していただいて、まとめて回答をいただきます。

では、戸田専門委員、お願いします。

○戸田専門委員 ありがとうございます。

複数の自治体に社員の住居地がある企業からすると、部分的に電子化されてもアナログ対応の要員を張りつけなければいけないことは変わらなくて、効率化されないということがございます。特別徴収税額決定通知などですと、電子化するのであれば全て電子化していただきたいのと、正本がアナログだと言われると、どうしても紙のほうで処理せざるを得ないので、やるのであれば一斉に強制的にやっていただきたいというのが希望としてございます。そうなることを次期のeLTAXには期待しております。

以上です。

○菅原座長 続きまして、瀧専門委員、お願いいたします。

○瀧専門委員 2月頃の前回のおときの継続的なものなのですけれども、1つは、eLTAXでの労務対応はちょうど1カ月後ぐらいでしたか、ありがとうございますというところではあるのですが、そのときに私、プロダクトマネージャーという表現をしまして、先ほど岩下さんがおっしゃっていたポイントと大分重なるのですけれども、今度の公金の研究会等のところでぜひ御意識いただきたいのが、それぞれ手続から実際に支払いであったり、あるいは自動振替みたいなことがどれぐらい行われているのか分からないのですが、恐らく、住民税の世界ですと、口座振替が割と自動化されて行われている領域があって、何割ぐらいの取引が常に当たっていくのだという未来像をちゃんと見ないと、恐らく進捗が分からないのではないかと考えているのです。

要は、今のAs-Isはなかなか大変なところにあるのですけれども、将来、日本国民のこれぐらいが振替で処理されて、これぐらいは例えばPay-easyで処理されて、これぐらいのところは恐らくQRコードで処理されると。税も公金サイドも両方とも、本来はそういう支払いに関する件数を処理していくシナリオがあるのかなと考えていまして、そこに対して効果の大きい施策を打っていくところをこの会議とかもサポートしたいのだろうなと考えているのです。私が勉強不足なだけかもしれないのですけれども、既にそういう将来性があるバックキャストする施策になっているのか、そういったものはここでは相当しない議論なのかといったところが分かればと思って、御質問というか。なければこの会議への要望となります。

以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、戸田専門委員、瀧専門委員のお答えをまとめて総務省様からお願いいたします。

○総務省（池田審議官） 自治税務局の池田でございます。

戸田専門委員の御意見は地方税に関する事だと思っておりますので、私から御回答させていただきます。

今検討しております納税通知書の電子化については、少なくとも希望する法人がいた場合は、全自治体が対応できるような形でやっていきたいと思っております。先ほどのアナ

ログとデジタルの併存というのは、納税通知書の場合、例えば私なども紙にしてファイルしているのです。そういう方もいらっしゃるの、紙というのも当面欲しいという方も当然いらっしゃいます。それは申告の場面と違う話として、納税通知書はそういうこともございますので、最終的には電子で全て正本、もう紙はなしという世界に持っていきたいのですけれども、一定の期間それが必要だというだけの話でございまして、統一的な対応が地方団体側でとられるということを目指してまいりたいと思っております。

○菅原座長 ありがとうございます。

戸田専門委員、よろしいですか。

○戸田専門委員 ありがとうございます。ぜひそうしていただきたいと思います。正本ベースに自治体から問合せとか修正とかがかけられている現状がございまして、ぜひそういったことをなくしていただければと思います。

○菅原座長 それでは、田中課長、お願いいたします。

○総務省（田中課長） 瀧委員からの御質問でございます。公金といっても、実はいろいろなものがございまして、全国どこでも取られているような使用料、手数料もあれば、極めて一部でしか行われていないようなものもありまして、その辺をよく分析した上で、おっしゃったような口座振替とかPay-easyとかQRコードとか、目標設定をするべきものにどんなものがあるのかについては、個別の使用料、手数料を持っている各省庁のお考えなども伺いながら、地方の意見も伺いながらよく検討させていただきたいと思っております。

○菅原座長 瀧専門委員、どうぞ。

○瀧専門委員 そうですね。普通の考えであれば、恐らくこれが最初に考えるポイントであり、私たちも、そうでないと判断がつかないようなところのポイントだと思いますので、またいずれ来るこういう会議のときに、このあたりがちゃんとビジュアルに分かるといいなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○菅原座長 それでは、落合専門委員からお願いいたします。

○落合専門委員 ありがとうございます。私からも何点かございます。

1つは、今回、前回の議論を踏まえてデジタル化を進めていただくという話になっていきます。その際に、業務全体の効率化や、業務自体の設計の見直しを考えて実施をしていただくべき点が、もしかすると余り検討されていないのではないかと、思って聞いておりました。このあたりの業務をしっかり設計し直さずに、eLTAXをあり合わせではめ込もうとすると、仕事が困ることになるとおっしゃられる自治体さんが出ることは、それはそれで分かるように思います。そうすると、eLTAXすら使わないということになり得ますし、そうすると事業者のほうにもはね返ってくる、という関係性だと思います。事業者の方だけ楽になればいいというつもりはなく、自治体の方も、結局、作業が増えてしまうと仕事が回らない状況になることも理解できると思います。

eLTAXを使う方向で議論を進めていただいていること自体はよいことだと思いますが、業務の見直しを適切に図る視点がないと、むしろ関係者にありがた迷惑になってしまう可

能性もあるのではないかと思います。こういった自治体側の業務設計の在り方なども含めて検討していただくことは重要ではないかと思っておりますが、総務省のほうではどうお考えになられておられるのかというのが1点目です。

2点目としては、今回、会議体を立ち上げていただいて、地方公共団体においてeLTAXを経由した公金収納を行えるようにしていただいております。方針を決めた後に、速やかに実施をしていかれるような話もありますが、必要な法改正や、システム上の対応もできるように進めるべきことが多くあると思っております。そのあたりの具体的な工程が見えてこない部分がありますので、速やかに定めていただいて、早めに目標を立てていただくことが大事なのではないかと思っております。こういった点についてどうお考えになるのが2点目です。

第3点、最後としましては、自治体側でもいろいろ御意見もあって、業務が増えないよう業務の設計自体を見直して対応できるようにしていくことはぜひお願いしたいと思っております。一方で、自治体側でそれぞれ個々の業務設計になって、なかなかデジタル化が進んでいかないことになると、議論している意味もないことになってしまいます。一定の対応をしてもらうことをある意味義務的に進めていただくために、どういう方策が取れるのかを検討していただくことは大事ではないかと思っております。これは法令を整備していくこともそうですし、もちろん、通知などを何回も打っていくのも1つの手段だとは思いますが、できる限り実効性を持つ形で、ルールやシステムの実装を統一化していくような取組を行っていただけないかというのが第3点になります。

以上でございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、3つの点の1番目、eLTAX活用に伴う業務の見直し。これは、民間でも業務見直しのないIT導入・活用の失敗例が多々あるところなので、一つのポイントと思います。2つ目の会議方針決定後の措置の工程表、3番目の法令や通知など方策はございますが、自治体のデジタル化が遅れないようどう支援されていくか。この3点についてお答えいただければと思います。

田中課長、お願いします。

○総務省（田中課長） どうもありがとうございます。

まず1点目の業務そのものを見直すことにつきましては、全く異論ございません。おっしゃるとおりだと思っております。今後eLTAXを活用できるようにする際には非常に重要な視点だと思っておりますので、しっかりわきまえていきたいと思っております。1点目は以上です。

2点目の工程表につきましても、各省庁とまた御相談しながらになってきますが、年度末までに方針を決める際には、当然のことながら法改正などが必要になってこようかと思っておりますので、どういうスケジュールなのかということはしっかり御報告できるようにしたいと思っております。

3点目について、実効性があるようにしていくことについて、申しあげましたように、地方税以外の公金といってもいろいろな種類のものでございまして、必ずしも全国で取られているようなものばかりではないのですけれども、全国で取られているようなものもあると思いますので、そういうものについてどういうふうの実効性を上げていくのか。先ほど目標値の設定という御指摘もありましたけれども、通知なのか、あるいは義務づけになじむようなものがあるのかどうかということについては視点の一つとして重要だと思しますので、この点も併せて検討させていただきたいと思します。

○菅原座長 ありがとうございます。

落合専門委員。

○落合専門委員 ありがとうございます。どの点も前向きに進めていただけるということありがとうございます。総務省さんだけでできる法令と、そうでない法令もあるとは思いますが、できる限りの法令について、まず率先して例を示していただき、ほかの省庁も同様に進められるよう、ぜひ前向きに取り組んでいただければと思います。

以上でございます。どうもありがとうございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、もう挙手がないようですので、よろしいですか。最後に一言、どなたか。大丈夫ですか。

それでは、お時間が参りましたので、ここまでとさせていただきたいと思します。

○落合専門委員 岩下先生が手を挙げられておられます。

○菅原座長 どうぞ。

○岩下委員 今日の御説明で、私が先ほど申しあげたとおり、未来に向けてなかなかよい改善面が見込まれないのではないかと大変不安な気持ちで私はいます。ただ、これから一生懸命進めていただけるということなので、私から2つアドバイスというかポイントを申し上げます。

1つは、地方銀行協会が地銀協レポートというのを出しています。この地銀協レポートの中で公金収納はどういう実務が行われているかということとか、件数とか、その辺のところをかなり詳細に書いてあります。この数字は、以前、総務省の方と議論したときに、件数がその数字ではないとかなんとかという話になって、実態の推移がよく分からないという形だったと思うので、まさにこの辺の議論を、昨年5月に出ている地銀協レポートを参照になって、公金収納の実務が実際にバックエンドで何が行われているかということをお覧いただきたいということが1つ。

もう一つは、これも役所のデマケ的に難しいのかもしれませんが、国税の世界はかなり進んでこの議論をしています。ただ、国税も相変わらず苦労されています。同じわだちをもう一回踏む必要は多分ないので、そこでの知見を大いに取り入れるべきではないかと思します。自治体の方々がそれぞれの地方自治ということでお立場をお持ちであるということは重々承知しております。一方で、事務負担を軽減したいという気持ちは皆さん

御一緒でしょうし、そのためのプランニングが必要だということも一緒なので、そのために必要なこととして、先に進んでいった国税の世界で何が起きていて、まだ解決していない問題はということなのかということも国税庁さんなり何なりにしっかりヒアリングをして、協働で作業されているはずですので、その部分の電子化について自分たちで勝手に決めるのではなくて、そういう部分について広く先人たちの意見を聞いていただきたいということ。

以上2点をお願いしておきます。

私からは以上です。

○菅原座長 岩下委員、ありがとうございました。

それでは、ここまでとさせていただきたいと思います。

本日の議論で、総務省様が前向きな取組をしていただけるとのことですが、ワーキング・グループのメンバーと目指すべきゴールは同じなのですが、そのプロセスにおける考え方や方策が必ずしも100%一致したということではないため、今日の議論のポイントなども踏まえながらさらに検討をお願いしたいと思います。

また、規制改革の事務局においても、進捗状況を定期的にフォローアップさせていただきたいと思いますので、こうした場を適宜準備していただくとともに、答申に必要な事項を盛り込むことの検討を始めていただきたいと思います。

委員の皆様におきましては、言い足りなかったこととか、十分に御回答いただけなかった件がありましたら、事務局を通じまして書面で照会いたしますので、後ほど事務局に御意見をいただければと思います。

それでは、本日の議題は以上ですが、総務省の皆様、長時間にわたりどうもありがとうございました。「退室ボタン」で御退室いただければと思います。

(総務省退室)

○菅原座長 委員の皆様におきましては、本日の議題は以上でございます。

今後の日程等につきましては、追って事務局から御案内させていただきます。

この問題に関しては、2月の議事録を見ても、同じような議論が繰り返されているところもあります。その際に、牧島大臣と小林副大臣が御出席になりまして、端的に言うと、きちんとデジタル完結を目指して、その間の業務も見直す、従来の業務をそのままデジタル化していくという発想ではないということも議論の中でしています。引き続きフォローアップをしていきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、これにて会議を終わらせていただきたいと思いますので、「退室する」のボタンより御退室ください。どうもありがとうございました。